

# 令和5年度木曾合同庁舎消防用設備等点検契約書（案）

木曾合同庁舎消防用設備点検に関して、長野県木曾地域振興局長 渡邊 卓志（以下「発注者」という）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という）との間において次のとおり契約を締結する。

## （契約内容）

第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ消防設備の機能保持のため、誠実に本契約を履行するものとする。

## （業務内容）

第2条 業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- （1）業務の名称 令和5年度木曾合同庁舎消防用設備等点検業務
- （2）業務の内容 消防法、建築基準法その他関係法令に基づく点検、報告書の作成及び発注者の行う消防訓練に立会い、指導監督するものとする。（詳細は「木曾合同庁舎消防用設備等点検業務仕様書」のとおり）

2 この契約の対象となる消防用設備等は、次のとおりとする。

自動火災報知設備、防火扉・排煙設備、消火栓・連結散水設備、非常放送設備、粉末消火設備、避難器具・誘導灯設備、自家発電設備、消火器、非常用照明装置

## （契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、（契約日）から令和6年3月31日までとする。

## （処理方法）

第4条 受注者は別紙仕様書に基づき、点検業務を遂行しなければならない。

2 受注者は前項の仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

## （保守点検の実施）

第5条 点検実施日については、発注者と受注者で協議のうえ定める。

2 受注者は前項の点検の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、直ちに発注者に通知し、発注者と受注者で協議のうえ、速やかに補修その他所要の処置を行なうものとする。

3 受注者は設備故障のため、発注者から連絡を受けた場合は、ただちに技術員を派遣し所要の修理を行なうものとする。

## （成果の報告）

第6条 受注者は、点検業務の処理及び点検結果の内容を、業務終了後速やかに点検結果報告書等により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書等の提出があったときは、確認のうえ検査を行うものとする。

## （点検料）

第7条 点検料金は、年額 金〇〇〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇〇円）

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、契約金額に、110 分の 10 を乗じて得た額である。

(点検料の支払い)

第 8 条 発注者が支払う点検料の額は、次のとおりとする。

年額 金〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税の額 金〇〇〇〇〇円)

(内訳)

総合点検料 〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇〇円)

機器点検料 〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇〇円)

2 受注者は発注者が実施する第 6 条第 2 項の検査完了後速やかに、発注者に請求書を提出するものとする。

3 発注者は、前項の適法な支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に点検料を受注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第 9 条 受注者は、契約保証金〇〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、第 3 条に規定する期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(契約保証金の納付を免除する場合)

第 9 条 契約保証金は、金〇〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付するものとする。

(権利義務の譲渡、承継)

第 10 条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

(再委託の禁止)

第 11 条 受注者は、点検等を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

(経費の負担)

第 12 条 定期点検に必要とする材料は、原則として受注者の負担とする。

(損害賠償)

第 13 条 受注者はこの契約に基づく点検中、又は受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、第3条に規定する期間内に業務が完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 受注者はその帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に発注業務を完了しないときは、当該期限の翌日から発注業務を完了した日までの日数に応じ、点検料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第8条第3項に規定する期限までに点検料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、点検料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第14条から第14条の2までの規定により契約が解除されたときは、第9条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項又は第3項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第16条 受注者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 17 条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決方法)

第 18 条 この契約について定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 5 年 月 日

発注者 木曾郡木曾町福島 2757-1  
長野県木曾地域振興局長 渡邊 卓志

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○ ○○ ○○